

■■■ NAIST資金運用（有価証券） ■■■
◇ Q&A ◇

2020年10月
NAIST

登録申請について

Q 登録申請書の様式には「代表者等氏名」とありますが、代表者のみが申請者となれるのですか？

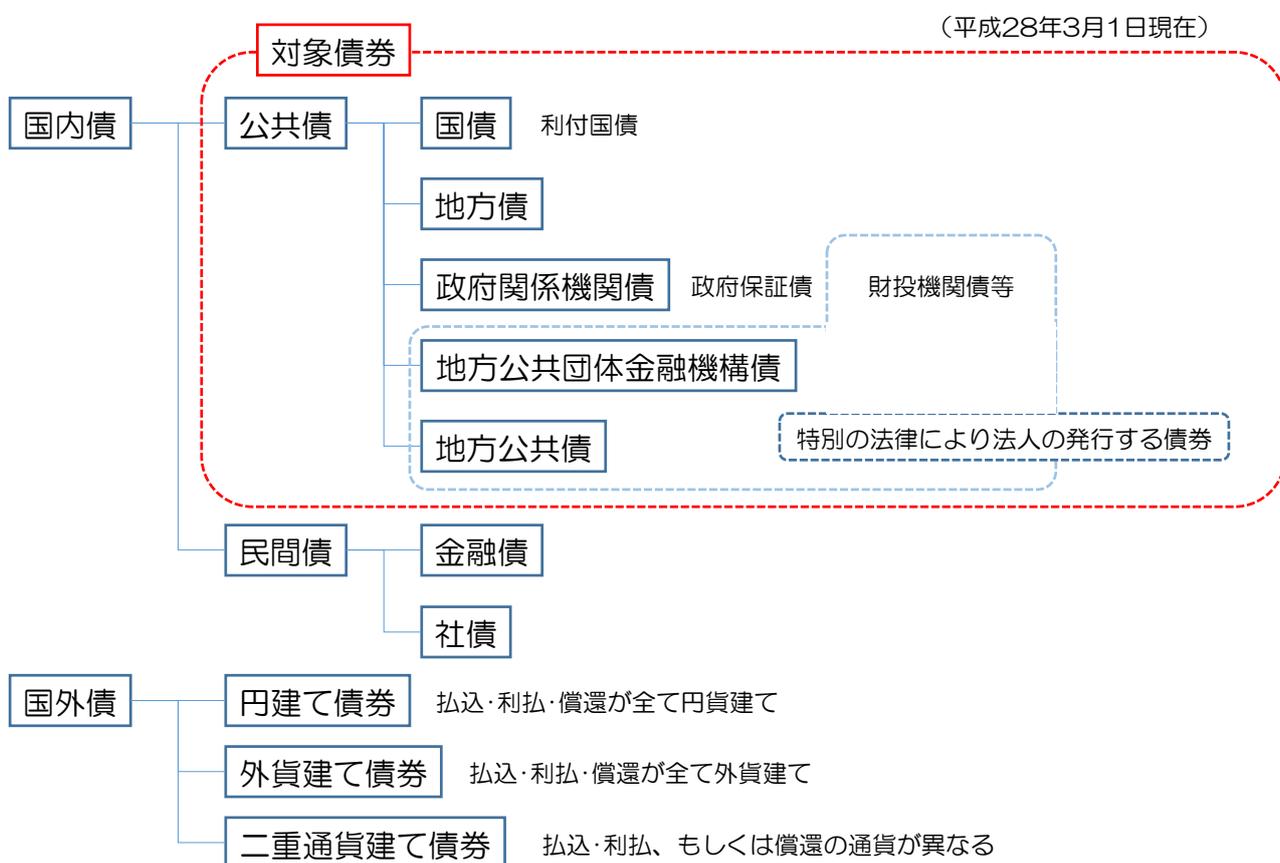
A 社内で権限を与えられていれば、営業部長等の役職者名で申請可能です。支店として申請される場合は、支店長名で申請可能です。

対象債券について

Q 運用対象とする有価証券について、具体的な対象範囲は？

A 国内債の内、いわゆる「公共債」全般を対象としています。

但し、政府関係機関債の内、国立大学法人及び大学共同利用機関法人、もしくは独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が発行する債券は対象外です。



Q 国立大学法人は、近年の規制緩和により、公共債のみではなく、一般社債等のいわゆるリスク資産を購入することが出来るようになっていきます。

他大学では、購入実績もあるようですが、NAISTでは公共債以外のリスク資産の購入を検討していますか？

A 一般社債等のいわゆるリスク資産の購入には、学内規程の整備等をした上で、文部科学大臣の認定を受ける必要があります。

学内規程の整備等を行い、文部科学大学の認定を受けてまでリスク資産を購入することの

メリット・デメリットを慎重に検討する必要があります。本学は現在、文部科学大臣の認定を受けていませんので、直ちにリスク資産の購入が出来るという環境にはありません。

また、仮に文部科学大臣の認定を受けるとしても、国立大学法人は、満期保有を原則としていますので、例えば一般社債の購入には、償還までの年限、利回り等を総合的に勘案し、他の資産の購入も視野に入れた上で、購入の是非を慎重に検討します。このため、ただ単に利回りが良いという理由のみで、一般社債等のリスク資産を購入するとは限りません。

Q 対象債券とされている公共債を購入した後で、当該債券を途中売却する可能性はありますか？

A 国立大学法人は、満期保有を原則としていますが、事情によっては、途中売却することも認められていますので、可能性はあります。

但し、途中売却する場合でも、その事情や償還までの期間、途中売却することによる逸失利益等、その他のメリット・デメリットを慎重に検討する必要がありますので、必ずしも途中売却するとは限りません。

Q NAISTへの登録後、事務担当者や連絡先が変更になった場合にはどうすればいいですか？

A 提案の依頼や採否を「NAIST資金運用（有価証券）取引金融機関 登録申請書」記載の連絡先に連絡させていただきますので、変更になった場合には速やかに、本学会計課 資金係メール（shikin@ad.naist.jp）宛に、変更内容をお知らせいただくようご協力をお願いします。

（例）事務担当者が〇〇 〇〇から△△ △△に変更になった

連絡先の電話番号が×××-×××-××××から◎◎◎-◎◎◎-◎◎◎◎

に変更になった 等